

# 第 1 3 期 千曲川上流地域森林計画書 (千曲川上流森林計画区)

長野県佐久地方事務所管内 { 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、  
南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、  
御代田町、立科町 }

長野県上小地方事務所管内 [ 上田市、東御市、長和町、青木村 ]

計画期間 自 平成 2 6 年 4 月 1 日  
至 平成 3 6 年 3 月 3 1 日

長 野 県



# 目 次

## I 計画の大綱

第1 千曲川上流森林計画区の概況	1
1 自然的背景 (位置、気候、地形、地質、土壌)	1
2 社会・経済的背景 (人口、農業、工業・商業、交通、観光)	2
3 森林・林業の現状	4
(1) 森林面積と蓄積	
(2) 民有林の森林資源の内容	
(3) 森林の所有形態	
(4) 林業労働の現状	
(5) 林内路網の整備状況	
(6) 保安林の配備状況	
4 計画区の特徴	8
(1) 樹種	
(2) 間伐	
(3) 素材生産、製材品出荷	
(4) 高性能林業機械	
(5) 木材流通	
(6) 特用林産物	
(7) 林業用苗木	
(8) 森林病虫害による被害	
(9) 野生鳥獣による林業被害	
(10) その他	
5 計画区の課題	13
(1) 森林整備の推進	
(2) 地域材の利用	
(3) 森林の多面的利用	
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	15
1 伐採立木材積	15
2 造林面積	15
3 林道の開設又は拡張	16
4 保安林	17
5 保安施設地区の指定	17
6 保安施設事業	17

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	18
1 みんなの暮らしを守る森林づくり	21
(1) 多様な森林整備の推進	
(2) 森林の保全に向けた取組の強化	
2 木を活かした力強い産業づくり	22
(1) 林業再生の実現	
(2) 信州の木の利用促進	
3 森林を支える豊かな地域づくり	25
(1) 森林の適正な管理の推進	
(2) 森林の多面的な利用の推進	
(3) 野生鳥獣対策の推進	

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	27
第2 森林の整備及び保全の方針等	30
1 森林の整備及び保全の目標等	30
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
2 公益的機能別施業森林の整備	33
3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法	37
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	37
第3 森林の整備	39
1 伐採	39
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) その他	
2 造林	44
(1) 人工造林	
(2) 天然更新	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	
(4) その他	
3 保育及び間伐	50
(1) 保育の標準的な方法	
(2) 間伐の標準的な方法	

4 林道等路網の整備	60
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
5 森林施業の合理化等	63
(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保	
(3) 作業システムの高度化	
(4) 流通・加工体制の整備	
(5) その他	
第4 森林の保全	67
1 森林の土地の保全	67
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(3) 林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
2 保安施設	80
(1) 保安林の整備	
(2) 保安施設地区	
(3) 治山事業	
(4) 特定保安林の整備	
(5) その他	
3 森林の保護等	81
(1) 森林病虫害等の被害対策	
(2) 鳥獣による森林等の被害対策	
(3) 林野火災の予防	
第5 保健機能森林	84
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法	
(3) 保健機能森林における森林保健施設の整備	
(4) その他	

第6 計画量等	85
1 伐採立木材積	85
2 間伐面積	85
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	85
4 林道の開設及び拡張に関する計画	86
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	98
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林	100
(1) 要整備森林の所在及び面積	
(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法	
(3) 実施すべき施業の時期	
第7 保安林その他法令による制限林の施業方法	101
<b>III 資料編</b>	省略
第1 森林の保全	
1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区の 林小班位置の表	
2 保安林その他法令による制限林の種類別の施業方法の林小班位置の表	
第2 統計資料	
1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 気候	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 制限林普通林別森林資源表	
(3) 市町村別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 制限林の種類別面積表	
(6) 樹種別材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 荒廃地等の面積	
(9) 森林の被害	

### 3 林業の動向

- (1) 保有山林規模別林家数
- (2) 森林組合及生産森林組合の現況
- (3) 林業事業体等の現況
- (4) 林業労働力の概況
- (5) 林業機械化の概況
- (6) 林道等林内路網の状況

### 4 林地の異動状況(地域森林計画の対象森林)

## 第3 その他

- 1 森林計画制度の体系
- 2 地域森林計画樹立の流れ図

(付)利用者のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(森林の所在位置の表及び用語説明、付属資料は、今回添付を省略しました。公告縦覧や最終の計画書には添付いたします。)

注) 「水源<sup>かん</sup>涵<sup>かん</sup>養」や「水<sup>かん</sup>涵<sup>かん</sup>」の「涵」は、平成 22 年 11 月 30 日付け内閣法制局総総第 208 号内閣法制次長通知に基づき漢字を用いて振り仮名を付ける表記としていますが、保安林種の名称は、森林法の表記が仮名であるため「水源かん養保安林」と表記しています。